

景観配慮協議結果通知書

鎌倉景第181-1号  
令和元年（2019年）6月3日

株式会社ビィバリュー  
代表取締役 荒井 國明 様

鎌倉市長 松尾 崇



次のとおり通知します。

景観協議番号	第31-1号
土地利用類型 の名称	海浜住宅地・谷戸の住宅地
景観地区	<input type="checkbox"/> 内 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 外
行為の場所 (地名地番)	鎌倉市七里ガ浜一丁目1307番316の一部 ほか1筆
行為の種類	建築物 <input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転
	開発 <input type="checkbox"/> 土地の区画の変更 <input checked="" type="checkbox"/> 土地の形質の変更
特定地区	<input type="checkbox"/> 内 ( <input type="checkbox"/> 由比ガ浜 <input type="checkbox"/> 由比ガ浜中央 <input type="checkbox"/> 鎌倉芸術館周辺地区 ) <input checked="" type="checkbox"/> 外
協議事項	<p>&lt;地区の特性・課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・低層の戸建住宅が主体の平坦な地域である。</li> <li>・潮風の影響もあり敷地内の緑はやや乏しくなっており、また、まち並みは全体としては連続感や海浜部らしさが乏しく、まとまりを感じにくい傾向がある。</li> <li>・海岸沿いにおいては、住宅に混じって店舗の立地が目立っている。</li> </ul> <p>&lt;景観形成基準に係る協議内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・江ノ電側の通りには、既存の松を残し、駐車場越しに広い緑地帯を配置することで、緑視効果を考慮している。</li> <li>・国道134号に面して、地下駐車場が配置されているが、前面の擁壁は化粧とし、更にその前面に低木を配置することで、通り景観に配慮している。</li> <li>・建築物の屋根、外壁は基準内の色彩である。</li> <li>・設備類は屋上に配置されるが、目隠しフェンスで囲むことで、道路から目立たないように配慮している。</li> </ul> <p>以上のことから、当該景観配慮協議対象行為は鎌倉市景観計画を理解した上で計画されているものである。</p>
備考	